アクセスＦＳＡ　第56号　(2007年7月)

シエ・フーフア シンガポール取引所(SGX) CEOと面会　→P10に関連記事
（７月２日）

ゴー・チョクトン上級相 兼 通貨監督庁(MAS)議長と面会　→P10に関連記事
（７月２日）

目　次

【トピックス】
○　金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則の改正について……2
○　ＥＤＩＮＥＴタクソノミ（草案）の公開について……3
○　偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について……3
○　「利用者相談室満足度調査」の取りまとめ結果の公表について……4
○　有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について(平成19年３月期版)……5
○　平成19年３月期有価証券報告書に係る重点審査について……6
○　３大監査法人の業務改善状況等について（公認会計士・監査審査会）……6
○　金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」の公表について……7
○　山本金融担当大臣と欧州委員会マクリーヴィ委員の会談について……8
○　「ＩＯＳＣＯ東京コンファレンス」ホームページ開設について……9
○　金融庁と米国証券取引委員会との間の「日米ハイレベル証券市場対話」について……9
○　山本金融担当大臣のシンガポール出張について……10

【特　　集】
○　「多重債務者相談マニュアル」を巡る取組みについて……11

【法令解説】
○　電子記録債権法の概要について……13
○　公認会計士法等の一部を改正する法律について……17

【金融ここが聞きたい！】……19

【お知らせ】……23

【６月の主な報道発表等】……30

【トピックス】

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則の改正について

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の適用対象となるかどうかをあらかじめ当該法令を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに当該回答を公表する制度です。つまり、民間の事業者等が新規事業や新規の取引等を行おうとする場合、当該行為が無許可営業に該当したり、当該行為を行うことによって行政処分を受けたりすることがないかを事前に照会し、回答を求めるという制度です。

金融庁では、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年３月 27 日閣議決定）に基づき、平成 13 年７月 16 日に「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を制定し運用しておりましたが、今般、平成 19 年６月 22 日閣議決定及び金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」（平成 19 年６月 13 日）を踏まえ、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上の観点から、平成 19 年７月２日付で金融庁における細則を改正しました。改正の主なポイントは以下のとおりです。

１．照会対象範囲の拡大

対象法令（条項）の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加しました。

２．照会者名の非公表化

公表する事項から、「照会者名」を削除し、あわせて、「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としないこととしました。

３．受理手続の円滑化

照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記しました。

４．回答期間の短縮化に向けた取組み

補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めること等を明記しました。

本制度の開始から平成 19 年６月末現在までの回答実績は 26 件で、全て金融庁のホームページ上で公表されております。今回の改正により従来と比べて使いやすい制度になったことから、本制度がより一層活用されることを期待しております。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」（平成 19 年６月 29 日）、「組織・制度について」から「法令解釈にかかる照会手続（ノーアクションレター制度ほか）」にアクセスしてください。

ＥＤＩＮＥＴタクソノミ(草案)の公開について

金融庁では、平成20年４月に稼動開始予定の新ＥＤＩＮＥＴシステムの導入を控え、新システムにおいて使用することとなるＥＤＩＮＥＴタクソノミの草案を公開し、意見を募集しております。

ＥＤＩＮＥＴタクソノミに係る「開発趣旨」や「概要」等につきましては、以下のとおりであります。

また、今回より多くの方にご覧頂くため、タクソノミと併せて「勘定科目リスト」を公開しております。こちらにつきましては、「勘定科目リストの確認ポイント」をご参照いただき、ご意見等ございましたら別添のファイル様式にてこちら（edinet.helpdesk@fsa.go.jp）までお寄せ下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、いただいたご意見につきまして、個別には回答いたしませんのであらかじめ御承知置き下さい。

開発趣旨

新ＥＤＩＮＥＴシステムにおいては、平成18年３月に策定された最適化計画に基づき、**ＸＢＲＬ**[1]を導入することが決定されています。

ＸＢＲＬの利用にあたっては、タクソノミ（電子的雛形）を用いて財務諸表を作成する必要があるため、当庁においてＥＤＩＮＥＴ用のタクソノミ（以下「ＥＤＩＮＥＴタクソノミ」という。）を開発し、開示書類提出会社等の利用者に提供することとしております。

概要

ＥＤＩＮＥＴタクソノミは、全提出会社が共通的に利用できることが求められるため、会計に係る法令・規則等から勘定科目を網羅的に洗い出すとともに、過去数年に渡る開示実績より抽出・選定することによって、標準的な勘定科目を設定しています。ＥＤＩＮＥＴタクソノミに設定された標準的な勘定科目は、表示順、加減算関係や根拠法令等を属性情報として保有しています。

使用方法

新ＥＤＩＮＥＴにおいて各提出会社は、ＥＤＩＮＥＴタクソノミを使い、設定された勘定科目及びタクソノミが保有する属性情報に基づいて財務諸表を作成することとなります。

なお、ＥＤＩＮＥＴタクソノミに適切な勘定科目が無い場合には、各提出会社において勘定科目を追加することができます。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「ＥＤＩＮＥＴタクソノミ（草案）の公開について」（平成19年６月27日）にアクセスしてください。

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、預貯金者保護法の実施状況等を把握するため、偽造・盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪について、平成19年３月末までの被害の発生状況及び金融機関による被害者への補償状況を取りまとめ、平成19年６月26日（火）に公表を行いました。

＜被害の発生状況及び補償状況の概要＞

① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、平成16年度469件、平成17年度897件と増加し、平成18年度は531件（減少傾向）でありました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで98.2%を金融機関が補償しています。

② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、平成17年度6,080件、平成18年度は6,603件（増加傾向）でありました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで66.5%を金融機関が補償しています。

③ 盗難通帳による被害発生件数は、平成15年度687件、平成16年度306件と減少し、平成17年度286件、平成18年度は246件でありました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）

[1] 財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語です。XBRLでは財務報告の電子的雛型である「タクソノミ」を基に、財務報告内容そのものを表す「インスタンス」を作成します。

件数ベースで21.6%を金融機関が補償しています。

④　インターネットバンキングにおける被害発生件数は、平成17年度49件、平成18年度は98件と増加しています。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで 69.3%を金融機関が補償しています。

⑤　いずれの被害においても、平成18年度の平均被害額については、平成17年度と比べ減少傾向となっています。

（注）平成18年度の被害発生件数等は、平成19年４月15日までに各金融機関から報告された被害を取りまとめたものであること等から、今後増加する可能性があります。

また、預金取扱金融機関のＡＴＭ等における本人認証方法等の状況（平成19年３月末）について、アンケート調査を実施・集計し、その概要の公表を行いました。

＜ＡＴＭ等における本人認証方法等の状況＞

①　ＩＣキャッシュカードについては、平成17年12月末時点で168金融機関（全体の9.7%）のみが導入していたのに対し、平成19年3月末時点では1,320金融機関（全体の80.2%）が導入しています。

②　生体認証機能付ＩＣキャッシュカードについては、平成17年12月末時点で68金融機関（全体の3.9%）のみが導入していたのに対し、平成19年3月末時点では298金融機関（全体の18.1%）が導入しています。

金融庁としては、引き続き、犯罪手口の多様化等を踏まえた情報セキュリティ対策の向上及び適切な顧客対応が図られるよう、金融機関の取組みを注視してまいります。

また、**依然として、偽造・盗難キャッシュカード犯罪等が多数発生していることから、預貯金者の皆様におかれましては、自ら防犯対策に努めて頂きますようお願いいたします。**

※　詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」（平成19年６月26日）及び「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成19年３月末）について」（平成19年６月26日）にアクセスしてください。

また、本号内の【お知らせ】コーナーにこれら被害に遭わないための注意喚起文を掲載しておりますので、あわせてご覧下さい。

「利用者相談室満足度調査」の取りまとめ結果の公表について

１．満足度調査実施の経緯

金融サービス利用者相談室には、平成17年７月の開設以来、金融サービス等に関する多数のご相談・ご意見等が寄せられております。このような状況を踏まえ、広く一般の方から相談室に関するご意見をお伺いし、相談室の運営改善に役立てるため、平成18年12月25日から平成19年４月30日までの間、利用者相談室満足度調査を実施し、その結果について平成19年６月12日に公表致しました。

２．調査の概要

①　**目　　的**：金融サービスの利用者から、金融サービス利用者相談室に関する意見を広く募り、今後の相談室の業務運営の参考とする。

②　**実施期間**：平成18年12月25日～平成19年４月30日（127日間）

③　**内　　容**：相談業務に関し、相談室の運営や相談員の対応について満足度を調査するほか、相談室に関する意見・要望等を把握する。

④　**回答者数**：総数286人（うち相談室を利用した者は187人）

⑤　**実施方法**：金融庁ホームページ上にて実施。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「「利用者相談室満足度調査」の取りまとめ結果の公表について」（平成19年６月12日）にアクセスしてください。

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について
(平成 19 年 3 月期版)

会計基準の改訂や「会社法」の施行等に伴い、財務諸表等規則、連結財務諸表規則（以下「財務諸表等規則等」という）及び企業内容等の開示に関する内閣府令が改正されています。

これらの改正等に伴い、平成 19 年３月期決算にかかる有価証券報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

１．財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準及び「会社法」の施行に伴う財務諸表等規則等の改正（平成 18 年４月 25 日公布）については、平成 18 年５月１日以後に終了する事業年度（連結会計年度）から適用され、また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う財務諸表等規則等の改正(平成 18 年４月 26 日公布)については、平成 18 年４月１日以後に開始する事業年度（連結会計年度）から適用されますので、それぞれの改正事項に留意願います。

「繰延資産の会計処理」及び「棚卸資産の評価」について

財務諸表等規則等については、上記の改正に加え、昨年 12 月に繰延資産に関する勘定科目等について改正が行われております。

当該改正部分のうち、繰延資産の会計処理に関する規定については、施行日（平成 18 年 12 月 26 日）以後に提出する有価証券報告書等に記載される財務諸表等で、平成 18 年９月 30 日以後に終了する事業年度等に係るものについて適用することとなっておりますので、今３月期に係る財務諸表等の作成に当たっては留意願います。また、棚卸資産の評価等に関する規定については、平成 20 年４月１日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等から適用することとなっておりますが、同年３月 31 日以前に開始する事業年度等に係るものについても適用することができます。

２．企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用することとしており、主な改正点は以下のとおりとなっております。

「対処すべき課題」
「経営上の重要な契約等」
「株式の総数等」
「新株予約権等の状況」
「ライツプランの内容」
「自己株式の取得等の状況」
「配当政策」
「役員の状況」
「コーポレート・ガバナンスの状況」
「提出会社の株式事務の概要」

３．提出会社の親会社等の情報について

提出会社が、親会社等（有価証券報告書を提出しなければならない会社を除く）を有する場合には当該親会社等の会社名を記載し、親会社等を有しない場合にはその旨を記載することとしております。ただし、提出会社が親会社等を有している場合で、当該親会社等の事業年度によっては、親会社等状況報告書に係る規定が適用されず、親会社等状況報告書が提出されていない場合があります。こうした場合には経過措置として、提出会社の有価証券報告書に、当該親会社等について次の事項を記載することとされておりますので留意願います。

⑴　名称
⑵　株式の所有者別状況
⑶　大株主の状況
⑷　役員の状況
⑸　有価証券報告書提出日現在の最近事業年度に係る計算書類等

４．添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者の確認書制度については、金融商品取引法において義務化され、平成 20 年４月１日以降、開始する事業年度から適用されます。現行は、有価証券報告書等の提出者の代表者が、当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書等の添付書類として提出することができますが、金融商品取引法上の確認書制度が適用されるまでの間は、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「市場の信頼性確保」から「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 19 年３月期版）」にアクセスしてください。

平成 19 年３月期有価証券報告書に係る重点審査について

有価証券報告書の重点審査については、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）において、開示上の重要な事項等に関して、提出会社より調査票の提出を頂き、これを基に記載内容等に係る審査を実施してきております。
平成 19 年３月期有価証券報告書に係る重点審査につきましては、下記審査項目に係る有価証券報告書の開示状況等について実施することといたしますので、提出会社におかれましては、調査票に適宜記載のうえ、財務局等に提出することとなります。

１．審査項目

会社法の施行等に伴い改正された開示項目について

２．調査対象会社

有価証券報告書提出会社
（事業年度の末日が、平成 19 年３月 31 日から平成 20 年３月 30 日までの提出会社を対象。）

３．調査票の提出先及び提出期限

①　提出先　　有価証券報告書提出先の財務局等
②　提出期限　有価証券報告書提出期限の翌月 15 日まで
※　財務局等への提出方法は、各財務局等のホームページをご覧下さい。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「市場の信頼性確保」から「平成 19 年３月期有価証券報告書に係る重点審査について」にアクセスしてください。

３大監査法人の業務改善状況等について（公認会計士・監査審査会）

１．３大監査法人の業務改善状況について

（１）検査の概要

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 17 事務年度（平成 17 年７月から平成 18 年６月まで）に実施した４大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人）に対する検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することを目的として、平成 19 年２月から同年６月までの期間に、みすず監査法人（旧中央青山監査法人）を除く３法人に対して順次検査を実施しました。

今回の検査は、各法人の作成した個々の改善策が適切に実施されているか、改善したとする事項の運用において不十分な点がないか等について、本部事務所及び東京、大阪その他一部の地方事務所に立ち入り、検証しました。

審査会は、この検査の結果を踏まえ、３大監査法人の業務改善状況について取りまとめ、平成 19 年６月 29 日に「３大監査法人の業務改善状況について」として公表しました。

（２）検査結果の概要

各法人ともに、法人代表者の指示に基づき本部内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めて、改善策の作成、周知、進捗状況の取りまとめを行うなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められます。今回の検査で検証した限りでは、各法人ともに、個々の改善策の実施が著しく遅延しているもの又は著しく不十分なものは認められませんでしたが、改善策の周知が組織の末端まで徹底されていない事例や改善の進捗管理等に不十分な点がみられ、また、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面にも不十分な点がみられています。

なお、各法人は、今回の検査における指摘について、審査会の検査結果通知を待つことなく改善の徹底に取り組んでいます。審査会としては、このような各法人の自主的な取り組みにより、各法人の監査の質が更に向上することを期待しています。

（３）今後の対応

今回の検査において法人間の改善状況に差異が認められること、各法人の個々の改善策の内容が異なっていること、さらに、法人の業務改善の成果が個別監査業務に反映される必要があることから、審査会としては、今回の指摘及び今後改善を予定している事項の改善状況並びに個別監査業務の検証を引き続き行っていくこととしております。

※　詳しくは、金融庁ホームページ内、公認会計士・監査審査会の「新着情報一覧」から、「３大監査法人の業務改善状況について」の公表について（平成 19 年６月 29 日）にアクセスしてください。

２．「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」等について

審査会は、第１期（平成 16 年４月～平成 19 年６月）における審査及び検査の実績を踏まえ、これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着を促していくことを審査の基本的考え方として盛り込み、平成 19 年６月 29 日に「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」を公表しました。

審査会は、これらの方針について事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定することとし、同日付で「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を公表しております。

また、審査会は、これまでに実施してきた検査を踏まえ、検査手続の適正性確保及び効率的な検査の実施に資するため、検査に関する基本事項等について検討し、広く意見の募集を行った上で、平成 19 年６月 29 日に「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」を公表しました。

※　詳しくは、金融庁ホームページ内、公認会計士・監査審査会の「新着情報一覧」から、「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の策定について（平成 19 年６月 29 日）、「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定について（平成 19 年６月 29 日）、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」の策定について（平成 19 年６月 29 日）にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」の公表について

平成 19 年１月 30 日に金融審議会金融分科会に設置された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」は、本年６月までに 14 回の会合を重ね、６月 13 日には、それまでの議論を踏まえた中間論点整理（第一次）を公表しました。

中間論点整理においては、取引所の取扱商品の多様化や海外企業の株式の国内での取引機会の拡大といった市場制度に関する課題や、課徴金制度の見直し、予見可能性の高い規制環境の構築といった市場監視機能に関する課題、国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積といった市場参加者に

関する課題、国際金融センターとしての都市インフラの整備といったインフラに関する課題等、幅広い検討課題が挙げられています。

金融庁としては、今後、中間論点整理に盛り込まれた課題等につき、具体的に検討を進めることとしており、特に、制度的な対応が必要となる課題については、金融審議会で法制面を含め専門的な検討を行っていく予定です。また、これらの検討結果を踏まえ、「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」を、平成19年内を目途にとりまとめることとしています。

山本金融担当大臣と欧州委員会マクリーヴィ委員との会談について

1．山本有二金融担当大臣は、平成19年6月13日に、金融庁において、欧州委員会（ＥＣ）のチャーリー・マクリーヴィ委員（域内市場・サービス担当）と会談しました。

会談において、山本大臣とマクリーヴィ委員は、日本の金融商品取引法の整備状況や、ＥＵの金融商品市場指令等の、日・ＥＵの資本市場における最近の動向について意見交換を行いました。

また、山本大臣は、日本の金融資本市場の国際センターとしての魅力を高めようとする取組みについて説明し、これに対し、マクリーヴィ委員は、ファイヤー・ウォール規制等の今後実施される可能性のある施策に高い関心を示しました。

2．山本大臣とマクリーヴィ委員は、会計基準のコンバージェンスや、監査の分野における監査監督体制等の相互協力についても意見交換を行いました。山本大臣は、ＥＵ市場の開放的な性格が維持されることの重要性を強調し、また、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）によるコンバージェンスに向けた作業が計画的に進捗していることを説明し、マクリーヴィ委員は、この作業の進展に理解を示しました。両者は監査の分野でも、国際規模で企業活動が行われる中で、国を超えて規制当局間での協力が行われる必要があるとの意見を交換しました。

3．ＥＵは、平成17年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けています。また、平成21年より、日・米・加等の域外国の上場企業に対して、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務付ける方針です。このため、平成20年6月までに、日・米・加等の会計基準について、国際会計基準との同等性評価を行う予定としています。

監査についても、ＥＵは、平成20年6月末以降、域内市場に上場する域外企業の監査を行う域外監査法人等に対し、各ＥＵ加盟国当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該域外国において、ＥＵ指令で定められているものと「同等」の監督体制に服することを求める方針です。このため、現在ＥＵは同等性評価の作業を進めています。

4．金融庁は、ＥＣと「日ＥＵ会計・監査のモニタリング会合」の枠組みについて合意し、昨年11月より会合を開催しています（第２回は平成19年３月23日、26日開催）。
金融庁は、引き続き、ＥＣとの積極的な対話を行っていく方針です。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「山本金融担当大臣と欧州委員会マクリーヴィ委員の会談について」（平成19年６月14日）にアクセスしてください。

「IOSCO 東京コンファレンス」ホームページ開設について

本年 11 月 8 日（木）及び 9 日（金）の日程で開催される「IOSCO 東京コンファレンス」についてのホームページが開設されました。本ホームページにて、プログラムや会場に関する情報を提供していますのでご参照ください。今後、パネリスト等の情報についても追加していく予定です。

IOSCO（証券監督者国際機構）は、世界の 116 カ国・地域 の 182 の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関で、証券監督に関する原則や指針等の国際的なルールの策定などを行っている国際機関です。

IOSCO 専門委員会は、世界の金融関係者と規制当局が積極的に意見交換を行うことにより、専門委員会の市場ルール作りに対して、市場参加者の声を反映させていくことを目指して、平成 16 年から毎年国際コンファレンスを開催しています。第１回はニューヨーク、第２回はフランクフルトで開催され、昨年のロンドンでは、規制当局者や証券会社・銀行・運用会社などの経営幹部が約 370 名参加しました。

国際コンファレンスは、証券行政のあり方や、その時々のタイムリーな金融・資本市場の話題について意見交換を行う場であり、IOSCO 東京コンファレンスでは、会計・監査における収斂、取引所間の競争と統合、金融コングロマリットに対するアプローチ、規制当局間協力の新たな展開、オルタナティブ投資に対するアプローチなどについて、パネルディスカションが行われる予定となっております。

なお、お席に限りがありますことから金融庁からご案内状を送付した方のみご参加が可能なイベントとなっておりますことご承知ください。

金融庁と米国証券取引委員会との間の「日米ハイレベル証券市場対話」について

１． 平成 19 年６月 29 日、金融庁と米国証券取引委員会（ＳＥＣ）との間の定期的な政策対話である「日米ハイレベル証券市場対話」（第３回）が、金融庁において開催され、五味 前金融庁長官及びケイシーＳＥＣ委員をはじめとするハイレベル職員が参加しました。

２．今回の「日米ハイレベル証券市場対話」においては、クロスボーダー化が進む証券市場における規制に関する議論や、取引所のクロスボーダーでの統合、会計基準のコンバージェンス、監督上の課題など、幅広いトピックについて話し合いました。

３．証券取引のクロスボーダー化が進む中、金融庁と SEC が共通して取り組むべき監督上の課題は多く、意見交換と相互理解を深めたことは、非常に有益かつ必要なことです。また、金融庁と SEC のハイレベル職員が互いに顔を合わせる機会は限られていることから、今回の「対話」も、両当局の友好・協力関係の一層の発展が確保されました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「金融庁と米国証券取引委員会（ＳＥＣ）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について」（平成 19 年６月 29 日）にアクセスしてください。

山本金融担当大臣のシンガポール出張について

山本金融担当大臣は、去る７月１日～４日、シンガポールを訪問しました。

当地では、前首相のゴー・チョクトン上級相兼通貨監督庁議長をはじめ、政府、取引所、政府出資の公的投資機関等の指導者と会談しました。

一連の会談では、シンガポールの金融立国の経験を伺うとともに、通貨監督庁と当庁の定期協議を設けるなど、両国当局間の連携を強化していくことで一致いたしました。

また、東京証券取引所とシンガポール取引所の連携について関係者と議論するとともに、幅広い品揃えを有するシンガポールの取引所の実情や、公的投資機関が優秀な人材を世界中から確保してリスクの分散と高収益をもたらす運用を実施している状況などを伺いました。

当庁では、今回の大臣出張で得た成果を踏まえ、年内に取りまとめる「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」の充実を図るとともに、両国当局間の協力・信頼関係を引き続き深めていくこととしています。

※　詳しくは、金融庁ホームページの「活動について　記者会見等」から「記者会見概要」（平成 19 年７月６日）にアクセスしてください。

【特集】

「多重債務者相談マニュアル」を巡る取組みについて

●「多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウム」の開催について

本年４月 20 日、多重債務者対策本部（本部長：山本金融担当大臣）において「多重債務問題改善プログラム」が決定されました。これを受けて金融庁は、地方自治体職員用の相談マニュアル「多重債務者相談マニュアル～「頼りになる」相談窓口を目指して～」を作成しました。また、６月 16 日（土）には、本マニュアルの内容や先進的な自治体の取組みを、自治体担当者を含め広く周知し、地方自治体における相談体制の充実を図るため、以下のような内容で「多重債務問題解決のためのカウンセリングシンポジウム」を開催しました（主催：金融庁、後援：内閣府、総務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会）。

日　　時：平成 19 年６月 16 日（土）13:30～16:00
場　　所：国連大学ウ・タントホール（東京・青山）
参加者数：343 名

≪プログラム≫

基調講演

「広げよう、多重債務者相談のネットワーク　～キーワードは「連携」そして「熱意」～」
高　橋　伸　子 氏（生活経済ジャーナリスト）

相談マニュアルの説明

金融庁総務企画局信用制度参事官　大　森　泰　人　氏

自治体における先進的な取組みの報告

「長野県の取組み」　　長野県生活環境部生活文化課　青　木　淳　氏
「行って！話して！楽になる！市役所全体で多重債務者を積極的に支援します。」
岩手県盛岡市消費生活センター　吉　田　直　美　氏

パネルディスカッション

高　橋　伸　子　氏　＜コーディネーター＞
宇都宮　健　児　氏　（弁護士）
西　村　隆　男　氏　（横浜国立大学教育人間科学部教授）
青　木　　淳　氏
吉　田　直　美　氏

パネルディスカッションにおいては、参加者からいただいた質問の一部を取り上げ、パネラーの皆様に回答していただきました。主なやりとりは以下のとおりです。

（問）役所内の連携が必要だとは思っているが、住民税や国保税等の情報は個人のプライバシーに関する事なので、知ることが難しい。連携の仕方のポイントを教えて欲しい。

（答）何回か話して行く中で、信頼関係を作っていくことで、借金の問題が明らかになる。また、個人情報の問題は、必ず本人の承諾をとることでクリアしている。

税の徴収担当職員等、他部署の職員は多重債務問題についてよく知らない場合が多いため、関係者による担当者会議の中で多重債務問題について説明する時間をもらうところから始めている。

（問）市区町村の窓口に他の市区町村の住民が相談に来た場合は、どのように対応したらよいか。

（答）どこの住民がどこの窓口に行っても相談が受けられることが目標。近隣市町村との連携や意思統一も重要となる。

特に小さな町村の住民は自分の役場には行きづらい、という話を聞くが、そのような場合には、基礎的自治体から離れた県の窓口に来ていただきたい。ただし、地理的に遠い場合も多いので、出前相談の実施や広域圏で相談を受け付ける体制の整備等を考えている。

（問）消費生活センターが多重債務相談の窓口となり、本格的な聞き取りをするとなると、相談員の負担が増して他の業務に支障を来さないか。

（答）多重債務相談を消費生活センターで受けなければいけない、ということではないが、借金の相　談は時間がかかるので、相談を効率よくやる等の工夫が必要。現場の相談員に全てを押しつけないよう、行政職員がきちんと考えていく必要がある。

　行政が多重債務問題に関与することについては、上記のような会議の場で話をすれば理解してもらえる。また、首長に知ってもらうことも重要。

（問）実際の相談はどのように行ったらよいのか。デモンストレーションしてほしい。

（金融庁）現在、多重債務者のパターン別に解説したＤＶＤを金融庁において作成中であり、マニュアルとともに全国の都道府県、市町村に配布する予定。

　また、参加者からのアンケートでは、「担当者・現場の具体例を含んだ実際の声を聞けてよかった」、「パネルディスカッションの形式で活発な意見が出たことがよかった」、「相談員だけでなく、行政の体制作り、関係団体の方にも参加してほしい」といったご意見が寄せられました。

●「多重債務者相談マニュアル～「頼りになる」相談窓口を目指して～」について

　上記説明会で用いた「多重債務者相談マニュアル～「頼りになる」相談窓口を目指して～」について広く意見を聞くため、金融庁では本マニュアルをパブリックコメントに付しました。

　６月 11 日（月）から６月 26 日（火）のパブリックコメント期間中に、たくさんのご意見をいただき、これを基に本マニュアルを完成させました。（主なご意見と回答はこちらをご覧下さい。）

　また、上記シンポジウムにおいてもご要望をいただいたように、具体的な相談の進め方をより分かりやすく説明するため、ケーススタディ等を交えたＤＶＤ版も併せて作成しました。なお、本ＤＶＤには山本金融担当大臣も出演しております。

　本マニュアル（冊子及びＤＶＤ）は、７月中に全国の都道府県及び市町村へ配布される予定です。

【法令解説】

電子記録債権法の概要について

Ⅰ　経緯

「電子記録債権法」（平成 19 年法律第 102 号）は、平成 19 年６月 20 日に第 166 回通常国会において可決・成立し、同月 27 日に公布されました。（施行は、公布の日より１年６月を超えない範囲の政令で定める日となっています。）

本法律の制定の背景および法案の検討の経緯は、以下のとおりです。

１．新たな資金調達環境整備のニーズ

企業間信用の手段である手形については、紛失・盗難のリスクや作成・保管のコストなど紙媒体を利用することに内在する問題があり、また、指名債権についても、二重譲渡のリスクや債権の存在確認のコストなどの問題があり、事業者が資金調達を行う際の制約要因となっていました。

経済社会のＩＴ化が進展し、商取引・金融取引の分野にも電子的手段を用いたサービスが広がりを見せる中で、これらの問題を克服し、中小企業者を含む事業者の資金調達環境を整備するため、電子的な記録によって権利の発生等の効力を生じさせ、取引の安全や流動性を確保する新たな制度の創設が期待されていました。

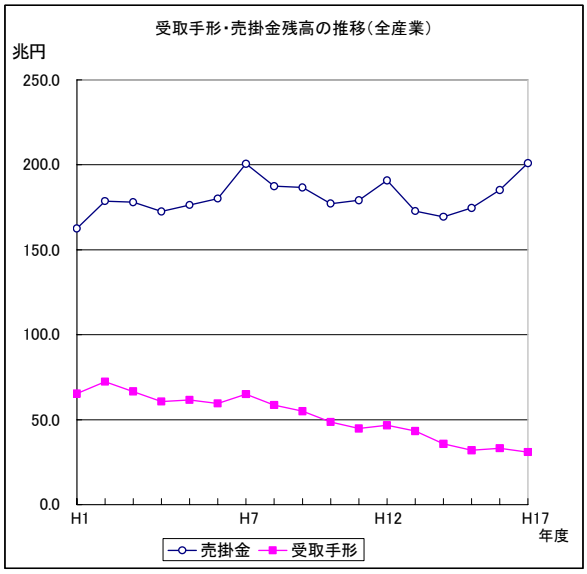

出典：財務総合政策研究所「法人企業統計」（年次別調査時系列データ）

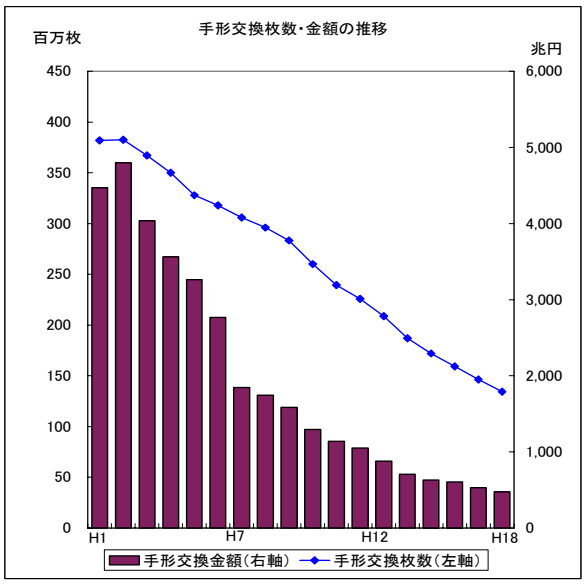

出典：全国銀行協会　「決済統計年報（平成 18 年版）」

２．法案提出までの検討

電子記録債権については、「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成 15 年７月）以降累次のＩＴ戦略本部決定等に基づき、電子的手段による債権譲渡等の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、経済産業省、法務省、金融庁において検討が行われ、平成 17 年 12 月には、３省庁において「電子債権に関する基本的な考え方」がとりまとめられました。更に、平成 18 年３月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進３か年計画（再改定）」において、「平成 17 年 12 月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進め、平成 18 年度中の法的枠組みの具体化を目指す」こととされました。

法務省の法制審議会（電子債権法部会）においては、電子記録債権法の整備に向けた電子記録債権の基本的性格付け及び私法上の整理に関する検討が行われ、一方、金融庁の金融審議会第二部会及び情報技術革新ＷＧの合同会合においては、電子債権記録機関（以下「記録機関」。）のあり方を中心に検討が行われました。その結果、それぞれ「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」（平成 19 年２月）、「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」（平成 18 年 12 月）がとりまとめられ、公表されました。

これらを踏まえ、金融庁及び法務省の共同で立案作業を進め、平成 19 年３月 14 日に第 166 回通常

国会に提出するに至りました。

（注）検討の過程では、「電子債権」「電子登録債権」などと仮称されていたところを、法案提出時においては、「電子記録債権」としております。

Ⅱ　電子記録債権法の概要

電子記録債権法は、電子債権記録機関（以下「記録機関」という。）が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めています。

主な法律の内容は、以下のとおりです。

【電子記録債権の基本的イメージ】

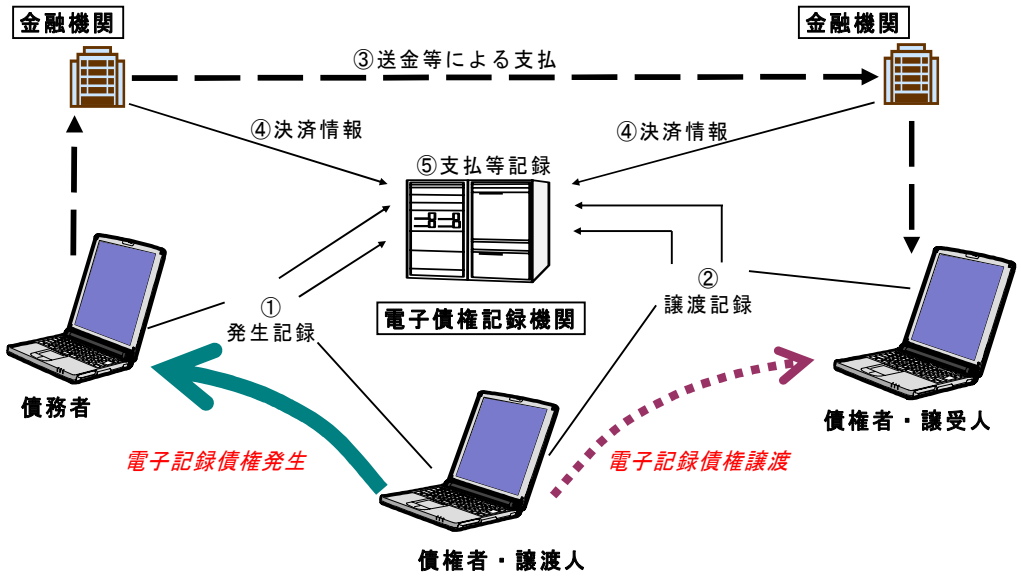

１．電子記録債権に関する私法上の規律

（１）電子記録債権の性質

電子記録債権とは、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿への電子記録を発生、譲渡等の効力要件とする金銭債権です。その権利の内容は、記録原簿に記録された債権記録によって定まります。

また、任意的記録事項として、様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）を記録することができます。

（２）電子記録債権の取引の安全の保護

ア．権利の推定

債権記録に債権者として記録されている者を権利者と推定することとしています（９条）。

イ．記録機関の損害賠償責任

記録機関が不実の電子記録をしたり、無権代理人等の請求に基づく電子記録をしたことによって損害が生じた場合における被害者の当該記録機関に対する損害賠償請求について、過失の証明責任を転換し、記録機関の役職員がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを記録機関が証明しない限り、記録機関が損害賠償責任を負うこととしています（11 条、14 条）。

ウ．意思表示の無効又は取消しの特則

心裡留保又は錯誤により意思表示が無効となる場合の第三者や、詐欺又は強迫により意思表示が取り消された後の第三者について、民法上は保護規定が設けられていませんが、この法律では、当該第三者が善意・無重過失であれば、これを保護する規定を設けています（12 条）。

エ．無権代理人の責任の特則

無権代理人が電子記録の請求をした場合には、相手方に重大な過失がない限り、無権代理人の免責を認めないこととして、民法におけるよりも免責要件を厳格化しています（13 条）。

オ．善意取得及び人的抗弁の切断

善意取得の制度を設け、譲渡記録において譲受人として記録された者に悪意又は重大な過失が

ない限り、たとえその譲渡記録が無効であっても、譲受人が電子記録債権を取得することとしています（19 条）。また、人的抗弁の切断の制度を設け、譲受人に害意がない限り、債務者の譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないこととしています（20 条）。

カ．支払免責

債権記録に債権者として記録されている者に支払えば、たとえその者が無権利者であったとしても、悪意又は重大な過失がない限り、その支払が有効となることとし、支払免責の規定を設けています（21 条）。

（3）その他

ア．消費者の保護

消費者と事業者との間には交渉力や情報の質等の点で格差があるため、電子記録債権の取引の安全よりも消費者の保護を優先することとしています。一方で、事業を営む個人の利用ニーズにも配慮することとしており、具体的には以下のように規定しています。

① 個人が電子記録債権を利用する場合には、善意取得等の規定を適用しないこととしています。

② ただし、個人であっても、個人事業者である旨が記録されている場合には、善意取得等の規定が適用されます。

もっとも、個人事業者である旨を記録した場合であっても、実際には消費者として利用していたときには、当該記録は無効となり、善意取得等の規定は適用されないこととなります。

イ．その他

電子記録債権の分割、記録事項の変更、手形保証類似の独立性を有する電子記録保証や、電子記録債権を目的とする質権の制度、債権記録等の開示などについての規定を設けています。

２．記録機関に対する監督等

（1）記録機関の業務の適正性の確保

ア．電子債権記録業を営む者の指定

電子記録債権は、その内容が記録機関による電子記録によって定まるものであるため、電子債権記録業については、信頼のおける者が営む必要があります。このため、主務大臣が申請を受け、記録機関の安定的・継続的な業務運営等を図る観点から、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を記録機関として指定することとしています。なお、記録機関は、電子記録債権の発生・譲渡等に関与する重要な存在であるため、会社法に基づく信頼のおけるコーポレート・ガバナンス、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営を確保する観点から、組織形態を取締役会、監査役会又は委員会、会計監査人を置く株式会社としています（51 条）。

また、電子記録債権については、記録事項を限定して手形類似に活用する、多様な事項を記録してシンジケート・ローンに活用するなど、様々な利用場面が想定されているところであり、記録機関は一つに限定されず、民間のニーズに応えて複数の記録機関が設立されることで、競争が促され、サービスの向上につながるものと考えています。

イ．兼業の禁止等

情報流用を抑止するなどの公平性・中立性の確保、他の事業からの破綻リスクの遮断等の必要性を踏まえ、記録機関は、記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないこととしています。これにより、他業を営む事業会社自らが電子債権記録業を営むことはできなくなっていますが、子会社の形で記録機関を設立することにより、多様な主体が電子債権記録業に参入することができます（57 条）。

また、電子記録債権の利用者の利便性や記録機関の業務の効率化を図ることも重要であるため、記録機関は、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等その他の者に委託することができることとしています（58 条）。

ウ．支払と支払等記録の同時履行の確保（口座間送金決済等に係る措置）

支払と支払等記録とをできるだけ同時のタイミングで行うことを確保するため、記録機関、債務者及金融機関の合意に基づき、金融機関が記録機関から提供を受けた支払期日などの情報をもとに債務者口座から債権者口座に対する払込みの取扱いをするとともに、債務者口座のある金融機関から債務の全額について送金した旨の通知を受けたら、記録機関は、当事者からの請求によらずに、遅滞なく、職権による支払等記録を行う仕組みを設けています（62条、63条）。

また、これ以外の方法であっても、当事者間の合意に基づき、債務の支払があったことを確実に知ることができる場合には、記録機関の職権による支払等記録を認めることとしています（64

条、65条)。

エ．その他

上記のほか、最低資本金の額（５億円以上の政令で定める金額)、秘密保持義務（55 条)、記録機関を利用する者の保護（59 条)、特定の者に対する不当な差別的取扱いの禁止（61 条)、などについての規定を設けています。

（２）記録機関に対する検査・監督

業務の適切かつ確実な遂行を図るために必要な検査・監督規定を設けています。具体的には、報告の徴求や立入検査（73 条)、業務改善命令（74 条)、指定の取消し（75 条)、業務移転命令（76 条）などの規定を設けています。また、記録機関には、事業年度ごとに業務及び財産に関する報告書の作成・提出を求めるとともに（68 条)、資本金額の減少（69 条)、定款・業務規程の変更（70 条)、休止（71 条)、合併や解散等（78 条～82 条）について、主務大臣の認可を受けなければ効力を生じないこととしています。

（３）その他

電子記録債権は、犯罪収益の隠匿又は資金移動の偽装手段として利用される可能性があることから、犯罪収益移転防止法に則り、記録機関を特定事業者として、本人確認や疑わしい取引の届出義務等を課すこととしています。

また、電子記録債権は、金融商品として広く取引される場合に、金融商品取引法の規制を適用することとしています。

Ⅲ　今後の展望

電子記録債権は、多様なビジネスニーズや情報技術革新等に柔軟に対応することが可能なものとなっています。手形に代わる利用にとどまらず、シンジケート・ローンへの活用をはじめ多様な用途に利用されることが期待され、今後の電子金融取引にかかる重要なインフラとなるものです。

電子記録債権が民間のビジネスニーズに適切に応えた形で活用されるためには、具体的な利用方法に応じた実務上の運用ルール等が、民間事業者の手によって整備されることが必要になります。これについては、従前より広く活用されていた手形制度が、民間のルールに基づいて運用されてきたことと同様になります。

政府としても、電子記録債権の利用の促進が図られるよう、制度の適切かつ円滑な施行に向け、政省令等の整備をはじめとした環境整備に取り組んでまいります。

こうした民間・政府の取組みによって、記録機関が早期に設立され、実際に電子記録債権が広く活用されることが期待されます。

※　詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案等」から、「国会提出法案（第 166 回国会)」にアクセスしてください。

公認会計士法等の一部を改正する法律について

平成 18 年６月 20 日、第 166 回国会において、「公認会計士法等の一部を改正する法律」が可決・成立しました（平成 18 年６月 27 日公布）。

この法律は、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応する観点から、監査法人制度等について見直しを行うものです。

この法律の内容は、

１．監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化
２．監査人の独立性の確保と地位の強化
３．監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方の見直し

からなっています。以下ではその具体的な内容を紹介します。

１．監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

①　業務管理体制の整備

監査法人は、業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施等を含む業務管理体制を整備しなければならないこととしました。（公認会計士法第 34 条の 13）

②　監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

・公認会計士でない者についても、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合には、監査法人の社員になることができることとしました。（公認会計士法第 34 条の４及び第 34 条の 10 の８～第 34 条の 10 の 17）

・監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合等に下限を設けることとしました。（公認会計士法第 34 条の４、第 34 条の 13）

③　監査法人による情報開示の義務付け

監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととしました。（公認会計士法第 34 条の 16 の３）

２．監査人の独立性の確保と地位の強化

①　監査人の独立性に関する規定の整備

公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定しました。（公認会計士法第１条の２、第 34 条の２の２）

②　就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

公認会計士等が監査証明業務を行った後の就職制限の範囲を拡大し、被監査会社のみならずその連結会社等（親会社及び連結子会社等）の役員等にも就いてはならないこと等としました。（公認会計士法第 28 条の２、第 34 条の 14 の２）

③　いわゆるローテーション・ルールの整備

・大規模監査法人において上場会社の監査証明業務を行う主任会計士について、継続監査期間５年、インターバル期間５年のローテーション・ルールを法定化しました。（公認会計士法第 34 条の 11 の４）

・新規公開企業について公認会計士又は監査法人が監査関連業務を行った場合には、上場しようとする日の属する会計期間の前の一定の会計期間を継続監査期間に加えて、いわゆるローテーション・ルールを適用することとしました。（公認会計士法第 24 条の３、第 34 条の 11 の５）

④　不正・違法行為発見時の対応

監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に報告するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続を踏んでもなお適切な措置がとられないと認めるときには、当局への意見の申出を求めることとしました。（金融商品取引法第 193 条の３）

３．監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方の見直し

①　行政処分の多様化

・公認会計士が著しく不当と認められる業務の運営を行った場合を、当局による必要な指示や処分の対象に追加しました。（公認会計士法第 31 条及び第 34 の２）
・監査法人に対する行政処分の類型として次のものを追加しました。
（ア）業務管理体制の改善命令（公認会計士法第 34 条の 21）
（イ）違反行為に重大な責任を有すると認められる社員について、二年以内の期間を定めて、当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することの禁止命令（公認会計士法第 34 条の 21）

② 課徴金納付命令の創設

公認会計士又は監査法人が故意により虚偽証明を行ったとき又は相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行ったとき、違反行為を適切に抑止する観点から利得相当額を基準とする**課徴金**[1]を賦課することとしました。（一定の戒告・業務の停止、登録の抹消又は解散を命ずる場合等において、当該課徴金を納付させることを命ずることが適当でないと認められるときは、命じないことができることとしました。）（公認会計士法第 31 条の２、第 34 条の 21 の２）

③ 有限責任組織形態の監査法人制度の創設

・社員が出資の価額を限度として債務を弁済する責任を負う有限責任組織形態の監査法人制度を導入することとしました。（公認会計士法第 34 条の 24～第 34 条の 34）
・有限責任監査法人について、次の要件を整備しました。
（ア）最低資本金（公認会計士法第 34 条の 27）
（イ）供託金（損害賠償責任保険によりその全部又は一部を代替可能）（公認会計士法第 34 条の 33、第 34 条の 34）
（ウ）計算書類の開示（一定規模の監査法人については監査報告書を添付）（公認会計士法第 34 条の 32）

④ 報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲

金融庁長官が有する監査事務所に対する一般的な報告徴求及び立入検査の権限のうち、日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの報告に関するものは、公認会計士・監査審査会に委任されていましたが、今般の改正においては、この基本的な枠組みは維持しつつ、これまでの実務の状況等を勘案し、
（ア）新設の監査事務所で品質管理レビューを受けていない場合、
（イ）品質管理レビューに対して監査事務所が協力的でない等のためにレビュー結果の報告に支障が生じている場合、
などの例外的なケースに限定して、公認会計士・監査審査会が品質管理レビューを介さずに報告徴収や立入検査を行うことができるよう、権限委任の範囲の見直しを行いました。（公認会計士法第 49 条の４）

⑤ 外国監査法人等の届出制度等の創設等

・外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査事務所（「外国監査法人等」）は、あらかじめ当局に届け出なければならないこととし、外国監査法人等の届出制度に係る所要の規定を整備しました。（公認会計士法第 34 条の 35～第 34 条の 39）
・外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収、立入検査）を整備しました。（公認会計士法第 34 条の 38、第 49 条の 3 の 2）

４．施行期日

改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしました。

※ 詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案等」から、「国会提出法案（第 166 回国会）」にアクセスしてください。

---

1 故意の場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の 1.5 倍
相当の注意を怠った場合：認定した虚偽証明期間に係る監査報酬額の 1 倍

【金融ここが聞きたい！】

※　このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q＆A）などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。
　もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「記者会見等」のコーナーにアクセスしてください。

〔地域力再生機構への対応〕

Q：　昨日（6月 28 日）、地域力再生機構の第一回会合がありまして、今後、本格的に地銀を使って何らかのインセンティブを付けながらきめ細かくということだと思うのですが、どこまで、金融庁として、組織的なバックアップをおやりになる予定なのでしょうか。

Ａ：　不良債権処理については、リレーションシップバンキング、出来れば継続的なゴーイング・コンサーンでの処理というのが可能であれば、地域の雇用情勢や経済関係に変化や悪影響がないと思っておりますので、その意味では、出来るだけ不良債権処理には慎重な姿勢が必要だと思っております。しかしながら、産業の将来性を考えた時に、早く労働移動をしたほうがいい産業というのも当然あるだろうと思います。そういったところを、逆に、今度はリレーションシップバンキングの枠の中だけでは処理できないという点について、他のファンドを利用する、或いは人的な資源を供給していただくということから、労働移動が円満に行われるということになるならば、その地域におきましては朗報であろうと思います。そんな意味で、地域銀行の理解を得るために、金融庁としましても、積極的に関与をし、また、情報提供するという形で取り組んでまいりたいと思っております。

【平成 19 年６月 29 日（金）閣議後記者会見】

〔ｽﾃｨｰﾙ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞによるﾌﾞﾙﾄﾞｯｸｿｰｽへの敵対的 TOB〕

Q：　東京高裁が、昨日（7月９日）、ブルドックソースに敵対的ＴＯＢを仕掛けていたスティール・パートナーズに対して、濫用的買収者と認定した上で、買収防衛策の発動について判断したわけですけれども、これによって、日本の企業として初めて防衛策を発動したわけですが、この件について大臣の評価をまずお聞きかせ下さい。

Ａ：　７月９日、東京高裁がスティール・パートナーズの抗告を棄却したことは承知しております。個別事案に関する事柄であり、金融庁としてコメントすることは差し控えさせていただきます。また、株価は様々な要因を背景に市場において決定されるものでございますし、また株式投資は、個々の投資家が投資判断をされるものでございます。その変動要因を特定することは困難であることから、コメントは差し控えさせていただきます。全て一般論に近いわけでありますが、株主総会が開かれ、いわゆるM&Aや株主利益が、どこにあるかの選択をされた時に、一応の日本側の事業会社側に優位な展開が見られたというように報じられております。そうであろうと思います。また、今回の事例も含めまして、株主買収防衛策という具体的な計画を示されたというのは、特別なケースであったとも思いますが、全体的としては、市場の中での公開買い付け、或いは市場である以上は、上場している以上は、好むと好まざるとに関わらず、株主の皆さんに対応しなければならないという宿命を帯びているという原則論が明らかになってきた昨今の市場でございます。そして、グリーンメーラーと揶揄されるような行動もあるわけ

でございますけれども、それは全て市場の中で織り込まれたものであり、かつまた市場の中で解決をしていくべきことであろうと思います。そんな意味で、これから、市場は第一幕目をやや終了しつつあり、今後、第二幕目に展開するであろう、いわゆるグローバル経済の中の株式市場のあり方というものを問うことになろうと思っております。特に私の方としましては、事業会社側の防衛策担当、及び防衛策の相談を受けられている企業弁護士側の方々の、いわゆる情報収集や対抗策研究が、格段に、飛躍的に進展されたのではないかと思っておりまして、今後、グローバル経済に対する備えが、段々に、攻めるも守るも十分な理解と手法が備わってきているように思っておりまして、頼もしく感じる市場展開であろうと思っております。今後、さらなる双方の努力を期待するところでございます。

Q： 外国ファンドは、かなり日本企業に積極的に投資をしてきたわけですけれども、今回の判断について、一部では、外資が日本市場から撤退していくのではないかとの見方もあるわけですが、金融行政に与える影響、金融行政を運営していく中で、今回の判断が与える影響についてお聞かせ下さい。

A： 外資が一部ケースで敗退した、だから全て市場に嫌悪感が生じるのではないかということはあり得ないと、私は思います。あくまで、シーンの一場面でありまして、次なるページは、おそらくグローバルマーケットの中での展開がさらに深まって行くだろうと思います。様々なロンドンやニューヨークの出来事、シンガポールの出来事を考えました時に、これは知恵比べですから。知恵というのは、無尽蔵に豊富に出てくるものなりと私は思っておりますので、今後は、さらに工夫を凝らした攻撃があり、また防御がなければならないというように、展開が繰り広げられることを予想するところでございます。

【平成19年7月10日（火）閣議後記者会見】

〔新潟県中越沖地震への対応〕

Q： 昨日（7月16日）の中越沖地震で、既に関東財務局、日本銀行の新潟支店の方で、被災された方の預金払い戻し対応などを要請されているようですが、今後、金融庁、或いは大臣として、何か追加的な対応をされるお考えはあるでしょうか。また、現状について、どのように認識されているか伺えれば助かります。

A： まず、地震で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。また、総理も昨日、現地を訪れておられまして、総理のリーダーシップの下、政府が一体となって、被災地地域への支援、復旧に全力をあげて参らなければならないというように思っております。また、新潟県内の金融機関につきましては、一部におきまして、停電等のため、休業を余儀なくされているものの、大方の金融機関の店舗営業は本日の定時から支障なく行われていると承知しております。

（略）

今後、地域の被災者のニーズに応じた適切な対応を行うことが望ましく、それぞれの経営判断の下で必要な対応が行われていくことを期待しているところでございます。そして、また、関東財務局新潟財務事務所長、日本銀行新潟支店長から各機関に発せられました要請は、こうした自然災害の時の通常のありよう、緊急のありようですが、まず、金融機関の要請として預金証書・通帳を紛失した場合でも、預金者であることを確認して払い戻しに応ずること、届出の印鑑のない場合には拇印にて応ずること。事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前

払い戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付についても応ずること等々、こうした要請を書面にてさせていただいておりますし、証券会社へも同様でございますし、生損保へも同様でございます。そういうように、今後、金融機関でも地域のニーズに応じた対応が取られていくだろうと思っておりますし、もし、何らかありましたら、金融庁としては、直ちにきっちりとした対策を取りたいというように思っております。以上でございます。

【平成19年7月17日（火）閣議後記者会見】

〔村上ファンド裁判〕

Q：　今週、村上ファンドの裁判の判決が出るのですけれども、大臣のお考えとして、村上ファンドが経済界に与えた影響、また変化というものを、大臣はどのようにお考えでしょうか。

Ａ：　裁判のことにつきましては、司法判断でございますので、私は、ひたすら判決については見守りたいと思います。また、こうした巨額な資金を運用される方々にとっての健全なあり方というものは、社会に問われたことだろうと思っておりますし、他方で、このことを是とする人、或いは非とする人というのが、地域地域、各層、各分野におられると承知しておりますけれども、しかし、そこは犯罪として、私は見つめているわけでございまして、その意味におきましては、二度とこうしたことによって、健全なマネージメントをする方々や、取引をされておられる方々の評価を落とすことのないように、市場のステークホルダー、関係者としては、健全な考え方を持って事業に取り組んでいただきたいと思うところでございます。

【平成19年7月17日（火）閣議後記者会見】

〔米国のサブプライム・ローン焦げ付き問題〕

Q：　アメリカでサブプライム・ローンの焦げ付きが問題化しておりますけれども、先週、ＦＲＢのバーナンキさんも、サブプライム・ローンを組み込んだ証券、或いはファンドとか金融機関の貸付けなど、最大1,000億ドル、日本円にして12兆円ぐらいだと思うのですが、そのぐらいの損失になると発言されていらっしゃいましたけれども、この動きと、邦銀も一部貸付けがあるのではないかという見方がありますけれども、邦銀への影響について大臣はどのようにお考えでしょうか。

Ａ：　アメリカにおきまして、サブプライム・ローンの焦付きなどによりまして、金融機関等が多大な損失を被る可能性がある、と指摘がされております。一般論として申し上げれば、サブプライム・ローンが組み入れられているような高リスクの金融商品につきましては、個々の金融機関が適切なリスク管理の下で投資することが必要であると考えております。いずれにせよ、金融庁といたしましては、本問題も含め、金融機関のリスク管理状況を十分注視して参りたいと考えております。

バーナンキさんのご発言は、かなり世界を駆け巡っておりますし、我々も注視をしているところでございます。この間来られた、ヴォルカーさんというＦＲＢの前の前の議長さんにもこのお話を聞いたところでございます。全体としての印象は、確かにリスクというものを考えながらのサブプライム・ローンという仕組みがあるけれども、この量と、もし万が一のデフォルトみたいなものの数字を計算しても、銀行というものが、しっかり態勢を組んでいることからすると、世界全体の景気、景況観に与える影響は、さほど広がるものではないだろうという感

想をこちらは受け取ったわけでございます。しかしながら、経済というのは、非常にマインドという面を重視する必要がございますので、こういったことに対しても、注意深くＦＲＢが対処しておられるという、この間のバーナンキさんのしっかりとしたお話については、私ども、アメリカのこうした対応については、しっかりした態勢で臨んでおられると評価するところであります。

【平成 19 年７月 24 日（火）閣議後記者会見】

〔ﾀﾞヴｨﾝﾁ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞによるﾃｰｵｰｼｰへの敵対的 TOB〕

Ｑ：　テーオーシーとダヴィンチの敵対的ＴＯＢ成立の可否が間もなく判明するわけですけれども、敵対的ＴＯＢが成立すれば初ということで、金融市場に与える影響について、ご所見を伺いたいのですが。

Ａ：　長官会見でもありましたように、個別案件についてコメントは差し控えさせていただきと思います。

一般論で申し上げれば、公開買付けの局面において、株主、投資者が適切な情報に基づいて投資判断を行うためにも、しっかりとした透明性、公平性が市場に必要だということは、これまた自明の理でございます。こうした観点からして、今回のこのケースで、情報開示が適切に行われているかどうか、そして、いわば、この種の不動産ファンドのダヴィンチ・アドバイザーズによるテーオーシーへのＴＯＢが締め切られて、成立するというようなことは、市場としましては新しいニュースとして受け取られるわけでございますが、我々としては、適正な手続きが進んでいるかどうかという観点で見守っていきたいと思っておりますが、いわば、こうした新しい局面局面に応じて軽挙妄動することのない健全な市場の構築に努めてまいりたいと考えております。

【平成 19 年７月 24 日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機（ＡＴＭ）から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

１．暗証番号管理について

- 他人に暗証番号を教えないこと。（警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。）
- ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。（実際にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピーされ、預貯金が引き出された事件が発生しています。）
- 暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ（暗証番号を推測させる書類等）をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。
- 生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所又は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号を暗証番号に使用しないこと。（偽造キャッシュカードを用いて預貯金が不正に引き出された被害を調査した結果、暗証番号の約４割は生年月日又は生年月日から推察可能な番号でした。）
- ＡＴＭの操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。

  ※　関東地方や東海地方の金融機関の無人出張所のＡＴＭに、隠しカメラが設置され、暗証番号が盗撮されたとみられる事案が発生しており、ＡＴＭを利用する際は、不審な機械が設置されていないか注意すること。

  なお、ＡＴＭを利用する際に不審な機器等に気づいたら、速やかに金融機関に連絡すること。

２．キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認すること。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。
- 他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。
- 盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。（酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。）

  （参考：住まいの防犯対策）

  http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html。その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。
- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。
- 長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談すること。

３．口座管理について

- こまめに残高照会や記帳すること。（長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることになります。）
- 不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。
- 総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

４．金融機関のサービスについて

ＩＣキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのＡＴＭ出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手く活用して下さい。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

- すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるので、念の

ため金融機関に届け出て下さい。

● キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出てください。

○ インターネットバンキングにおける不正振込み等について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。また、最近では、ファイル共有ソフトの利用により、ＩＤやパスワードが予期せず第三者に知られてしまう事件も発生しております。こうした犯罪については、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

１．ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム（ＯＳ）を必ず最新のものにする

● 新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとＯＳをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウィルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

２．メールはひとまず疑ってみる

● 企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない（プレビュー表示もしない）習慣をつけてください。

● 返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客様窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。

● 特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

３．怪しいサイトには近づかない

● スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト（「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト）は絶対に見てはいけません。

４．不審なＣＤ－ＲＯＭ等を使わない

● 金融機関を装ってスパイウェアが記録されたＣＤ－ＲＯＭを直接送り付けるという事例が発生しています。ＣＤ－ＲＯＭに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。ＣＤ－ＲＯＭ等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、ＣＤ－ＲＯＭ等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の連絡先を確認しましょう。

５．パソコン内に重要情報を保存しない

● ファイル共有ソフトの利用者において、パソコン内に保存した公開するつもりのないインターネットバンキングのＩＤやパスワード等がインターネットに流出してしまい、預金等が不正に払戻される被害が発生しております。こうした意図せざる情報流出防止のための最も効果的な措置は、パソコン内にＩＤやパスワード等の重要情報を保存しないことです。

フィッシングについて

「フィッシング（Phishing）」とは、金融機関（銀行やクレジットカード会社）などを装った電子メール（このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照）を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。既に大きな被害が発生している米国では、年間で約7,300 万人が平均50 件以上のフィッシングメールを受け取り、その被害額は約９億３千万ドル（約1,000 億円）に達しています（米国ガートナー社調べ）。また、日本国内でも既にインターネットバンキングのＩＤやパスワード、クレジットカードのカード番号を盗み取ることを狙った事案が発生

しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

【フィッシングメール等の例】

①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトでＩＤとパスワードを入力させるもの

※ 一見○○サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると○○サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

※ このケースでは、クリックすると本来の○○サービスのサイトが表示されます。ここでパスワードをメールの指示通り「＊＊＊＊＊＊」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

(資料)

このお知らせは○○サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、○○サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

https://www.○○.co.jp/login/index.htm

このお知らせは○○サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、○○サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、＊＊＊＊＊＊となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

https://www.○○.co.jp/login/passchange.htm

この手続きを怠りますとお客様が安全に○○サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのＩＤやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ＩＤ、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先

2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウエアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が

本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

ファイル共有ソフトについて

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用したP2P（Peer to Peerーピア・トゥー・ピア）でファイルをやり取りするソフトウェアのことです。ユーザーは、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイルをやり取りすることができるようになります。

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みであるため、ウイルスの感染によって、公開するつもりのないファイルがインターネットに流れてしまったりといったトラブルが数多く発生しています。

【参考】

（警察庁 サイバー犯罪対策）http://www.npa.go.jp/cyber/
（警察庁 セキュリティポータルサイト@police）http://www.cyberpolice.go.jp/
（警察庁 インターネット安全・安心相談）http://www.cybersafety.go.jp/
（総務省 国民のための情報セキュリティサイト）
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm
（総務省 電気通信消費者情報コーナー）http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html
（経済産業省 セキュリティ政策室）http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html
（内閣官房情報セキュリティセンター （ファイル共有ソフトに係る注意喚起））
http://www.nisc.go.jp/press/inf_msrk.html
（情報処理推進機構セキュリティセンター （スパイウェアに係る注意喚起））
http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html
（フィッシング対策協議会）http://www.antiphishing.jp/

○ 「子ども見学デー・金融庁へＧＯ！」を開催します！（参加者募集中）

「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが職場見学などを通じて、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会を提供するために、毎年、夏休みに霞が関の中央省庁等が連携して、実施している取組みです。今年度の金融庁の「子ども見学デー」は、**８月 22 日(水)、23 日(木)の２日間開催**いたします。

金融庁では、お金の役割や大切さを子ども達にわかりやすく実感してもらうためのゲームや、普段は見学することができない大臣室の見学など、趣向を凝らしたプログラムを用意し、**皆様のご応募をお待ちしております！**

開催日時 平成 19 年８月 22 日（水）及び 23 日（木）10：00～12：00
開催場所 金融庁（東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館）
対　　象 小学生（保護者・引率者同伴）
開催内容 ★ 金融ってなぁ～に？
★ 金融庁ってこんなところ
★ 大臣室をのぞいてみよう！
募集人員 40 人程度（各日 20 人程度(保護者・引率者を除く)）
応募方法 郵便往復ハガキ(記入要領参照) またはＦＡＸ応募用紙にて、**８月８日(水)（必着）**までにお申し込みください。

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。
※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。
※ 抽選の結果は、郵便往復ハガキで送信の方へは返信用ハガキにて、ＦＡＸにて応募の方へは、当選者へ官製ハガキにて後日ご連絡いたします。
なお、当選者のハガキは当日、会場への「入館証」となりますので大切にお持ちください。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「子ども見学デーのお知らせ」（平成 19 年６月 19 日）にアクセスしてください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。

当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けていますが、このたび、さらなる情報提供を呼びかけるため、ポスターを一新しました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。

（一般からの情報提供を求めるポスター）

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成 21 年１月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成 19 年２月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、今般、政府広報番組「ドゥ！ＪＡＰＡＮ」（日経ＣＮＢＣ：４月 19 日 21 時～21 時 30 分放送）により株券の電子化の概要や留意点について広報を行いました。なお、この政府広報番組については、**政府インターネットテレビ（金融庁のホームページからもアクセスできます。）にも掲載されており、約半年間ご覧頂ける予定です。**

● **アクセス方法は、次のとおりです。**

※ URL は、http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/dojpn/dojpn_20070419.html です。ぜひ、一度ご覧下さい。

・金融庁ホームページからは、ＨＰの右上の「株券電子化」のバナーをクリックすると、「株券電子化について」のページにアクセスしますので、同ページの「政府広報オンライン・テレビ番組「ドゥ！ＪＡＰＡＮ（手続きはお早めに！株券の電子化）」」をクリックして下さい。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

１．概要

株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。

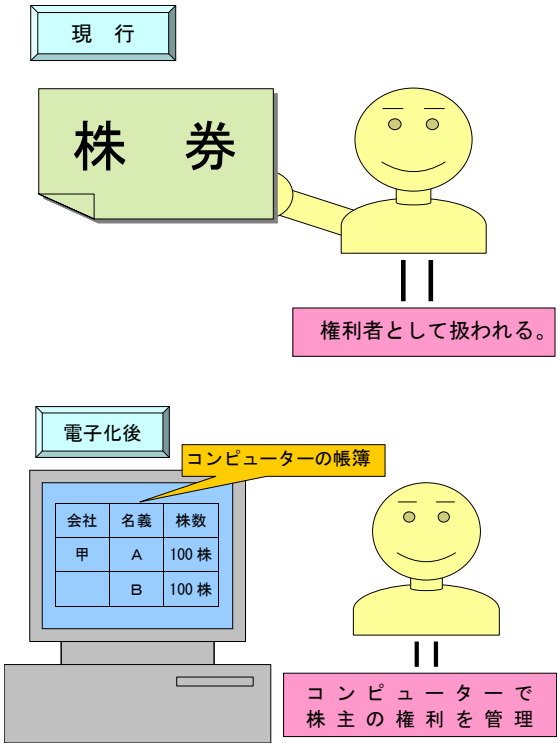

２．留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**

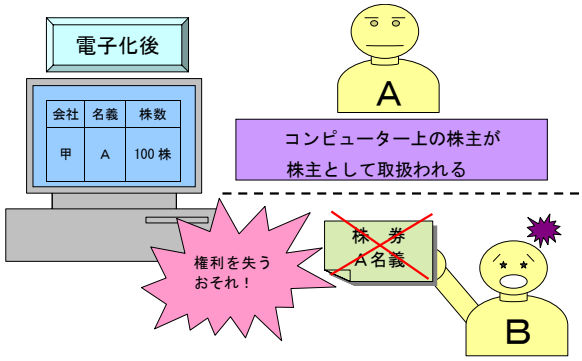

② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**

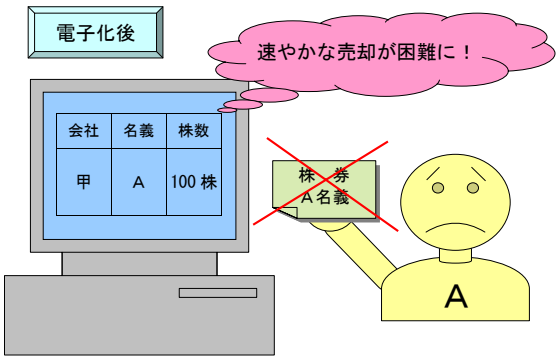

なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▷ 政策の一覧へ」から「株券電子化について」にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスＦＳＡ」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**へどうぞ。

【６月の主な報道発表等】

１日(金)	アクセス	・ 高鍋信用金庫に対する行政処分について　(九州財務局長処分)
	アクセス	・ ファイナンシャル・リーダー株式会社に対する行政処分について　(関東財務局長処分)
	アクセス	・ 「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件（案）」等、並びに、主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	・ ＥＤＩＮＥＴパイロット・プログラム参加申込み方法について
	アクセス	・ 第 12 回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催
４日(月)	アクセス	・ 永和証券株式会社に対する行政処分について　(近畿財務局長処分)
	アクセス	・ 投資一任契約に係る業務の認可について　(岡三証券株式会社)
	アクセス	・ 投資一任契約に係る業務の認可について　(コスモ証券株式会社)
	アクセス	・ 公認会計士の懲戒処分について
５日(火)	アクセス	・ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」の改訂（案）の公表について
８日(金)	アクセス	・ 生命保険業の免許について　(クレディ・アグリコル生命保険株式会社)
	アクセス	・ 楽天証券株式会社に対する行政処分について
11 日(月)	アクセス	・ 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行に対する行政処分について
	アクセス	・ 地域銀行の平成 18 年度決算の概要（暫定集計値）
	アクセス	・ 「多重債務者相談マニュアル」（案）の公表について
12 日(火)	アクセス	・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	アクセス	・ 「利用者相談室満足度調査」の取りまとめ結果の公表について
	アクセス	・ 第 33 回金融トラブル連絡調整協議会
	アクセス	・ 「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
13 日(水)	アクセス	・ 金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理（第一次）」の公表について
14 日(木)	アクセス	・ 山本金融担当大臣と欧州委員会マクリーヴィ委員の会談について
	アクセス	・ 「平成 17 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
15 日(金)	アクセス	・ 株式会社サンエージェンシーに対する行政処分について　(九州財務局長処分)
	アクセス	・ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件を改正する告示案の公表について
	アクセス	・ アルプス中央信用金庫に対する行政処分について　(関東財務局長処分)
19 日(火)	アクセス	・ 子ども見学デー開催のお知らせ(８月 22 日、23 日開催)
20 日(水)	アクセス	・ 銀行業の免許について　(シティバンク準備株式会社)
21 日(木)	アクセス	・ 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成 19 年３月期版）
25 日(月)	アクセス	・ 株式会社大分銀行に対する行政処分について　(九州財務局長処分)
	アクセス	・ 「信託検査マニュアル(金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕)」の一部改訂(案)に対するパブリッ

ク・コメントの結果について

アクセス ・ 「改訂金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）」の追加について

26日(火)

アクセス ・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

アクセス ・ 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成19年３月末）について

アクセス ・ 平成18年度金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

アクセス ・ ジャスダック証券取引所に対する行政処分について

アクセス ・ 朝日ユニバーサルＦＸ株式会社に対する行政処分について　（近畿財務局長処分）

27日(水)

アクセス ・ 「IOSCO東京コンファレンス」ホームページ開設について

アクセス ・ 株式会社アジアン・ブルーに対する行政処分について　（東海財務局長処分）

アクセス ・ エース交易株式会社に対する行政処分について　（関東財務局長処分）

アクセス ・ EDINETタクソノミ（草案）の公開について

28日(木)

アクセス ・ 株式会社新生銀行に対する行政処分について

アクセス ・ ＤＩＰ株式会社に対する行政処分について　（関東財務局長処分）

アクセス ・ ＡＩＭ証券株式会社に対する行政処分について　（近畿財務局長処分）

29日(金)

アクセス ・ 平成19年３月期有価証券報告書に係る重点審査について

アクセス ・ 「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」の改正について

アクセス ・ 貸金業関係統計資料の更新について

アクセス ・ ユーエフジェイセントラルリース株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について

アクセス ・ ダイヤモンドリース株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について

アクセス ・ 商品投資販売業者に対する行政処分について　（農林水産省、関東財務局、北海道財務局）

アクセス ・ 古川信用組合に対する行政処分について　（東北財務局長処分）

アクセス ・ 金融庁と米国証券取引委員会（ＳＥＣ）との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について

アクセス ・ 「日本郵政株式会社が銀行持株会社等である場合の届出に関する手続等を定める内閣府令(案)」等の公表について

※ アクセス マークのある項目につきましては、金融庁ホームページの「報道発表資料」からアクセスすることが出来ます。